

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	市民課長 藤井千枝	課長	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策 各項目	—	各項目を追記	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 評価書名	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年5月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の制限	児童手当法に関する事務	児童手当に関する事務	事後	
令和2年5月1日	I 1. ①事務の名称	児童手当法に関する事務	児童手当に関する事務	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年5月1日	表紙 公表日	平成27年12月1日	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 5-①部署名	市民部市民課	保健福祉部子ども政策課	事後	
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	市民部市民課 岡山県美作市栄町38番地2	保健福祉部子ども政策課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数で行う。	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和8年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底するとともに、USBメモリの利用後は、確実に消去したことの確認を複数人で行う。また廃棄書類は溶解処分することにしており、これらの対策を講じている。	事前	
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 1. ②事務の概要	①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 なお、これらの事務に関して、番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 平成26年内閣府・総務省令第5号第44条	番号法第9条 別表81項	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】26.30.87項 【情報照会】74.75項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19.44条 【情報照会】40条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】42.53.76.125.141.161項 【情報照会】106.107項	事後	法改正に伴うもの